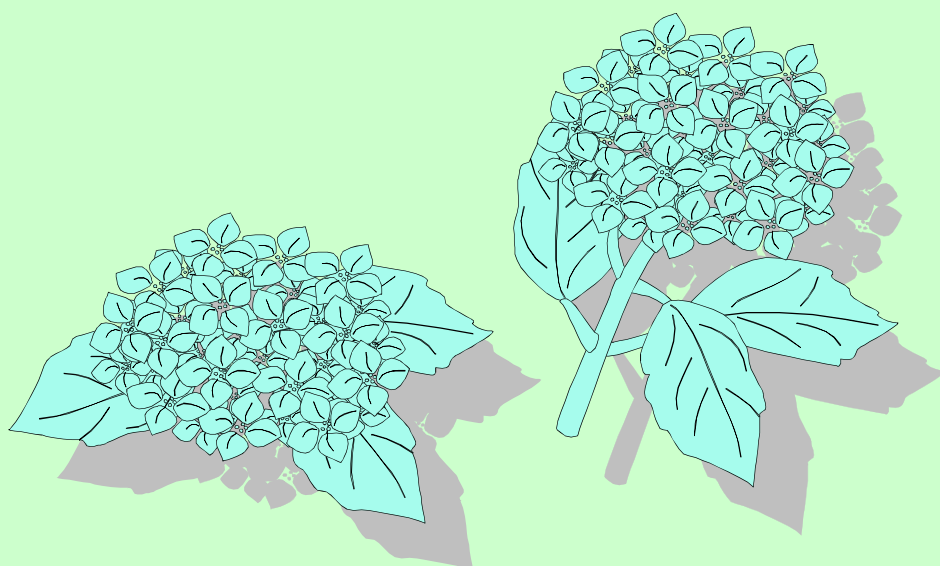


屋外広告物条例のしおり



神戸市

2026年4月

はじめに

屋外広告物は、都市生活において必要な情報源であり、地域を活気づけるものですが、無秩序に掲出されたり、刺激的な色彩は、周辺環境への配慮を欠き、風致や景観を損なうこととなります。また、屋外広告物は設置や管理が適正に行われないと、安全性の確保に支障が生じる場合があります。

このため、神戸市では、自然景観との調和や街づくりの観点から、屋外広告物条例及び都市景観条例により、広告物を掲出するためのルールを定めています。

「デザイン都市・神戸」、「安心・安全なまち こうべ」の実現にむけ、みなさまのご協力をお願いいたします。

— 目 次 —

はじめに	1
屋外広告物とは	2
屋外広告物による危害の防止	3
許可が必要です	4
広告物を掲出する場合の手順	4
関係法令による手続き等	5
禁止地域	6
禁止物件・禁止広告物	8
適用除外広告物	9
許可の基準	11
直近の改正内容	15
地域の特性に応じた景観形成	18
許可の期間と手数料	19
屋外広告業の登録	20

屋外広告物とは

屋外広告物とは「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、内容が営利を目的とした広告物とは限りません。

具体的にはこのようなものがあります。

- | | |
|------------|------------|
| ■ 地上広告物 | ■ 標識利用広告 |
| ■ 屋上広告物 | ■ 車体利用広告 |
| ■ 壁面広告物 | ■ アドバルーン |
| ■ 突出広告物 | ■ 幕 |
| ■ アーチ利用広告物 | ■ 旗及びのぼり |
| ■ 電柱広告 | ■ 立看板 |
| ■ 街灯柱利用広告物 | ■ はり紙及びはり札 |

※文字で表示されていない絵、写真等も広告物になります。



神戸らしい眺望景観 50 選(元町1丁目交差点付近)

屋外広告物による危害の防止

屋外広告物(看板)を設置・管理されている方には、看板を良好な状態に保持する責務があります。

看板は、雨や風、強い日差し等の厳しい自然環境により、部材の腐食、ゆるみ、亀裂等が発生している場合があります。

これらを放置しておくと、看板が、落ちる、倒れる、飛ぶといった事故につながるおそれがあり、これまでに通行人が巻き込まれた非常に痛ましいケースも他都市で発生しています。

もしも、看板が落下するなどし、第三者に被害を及ぼした場合、長年積み重ねてきた企業や店舗等の信頼を一瞬で失うことにもなりかねません。

このようなことにならないためにも、看板の安全点検を定期的に行い、異常が発見された場合には早急に改善を行ってください。

【屋外広告物条例に基づく自己点検】

屋外広告物の許可は、3年ごとに更新が必要となっており、その際には「屋外広告物自己点検結果報告書」により広告物の異常の有無を調査・報告していただく必要があります。

調査の結果、異常が発見された場合には、老朽化による倒壊、落下等のおそれがあるものについては、速やかに撤去・改修等の適正な措置を講じてください。

看板の安全点検にあたっては、「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」が参考になります。

「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」
QRコードはこちら ⇒



【特殊建築物等定期報告】

定期報告の対象建築物の所有者又は管理者が有資格者に調査をさせて、特定行政庁(神戸市)に報告する制度で、建築物の安全性を確保することを目的としています。

定期報告は3年ごとに行うものであり、調査においては、外壁面に緊結された広告板の劣化や損傷の状況も調査する必要があります。

調査の結果、要是正の指摘がありましたら、早急に改善してください。



【特殊建築物等定期報告に関すること】

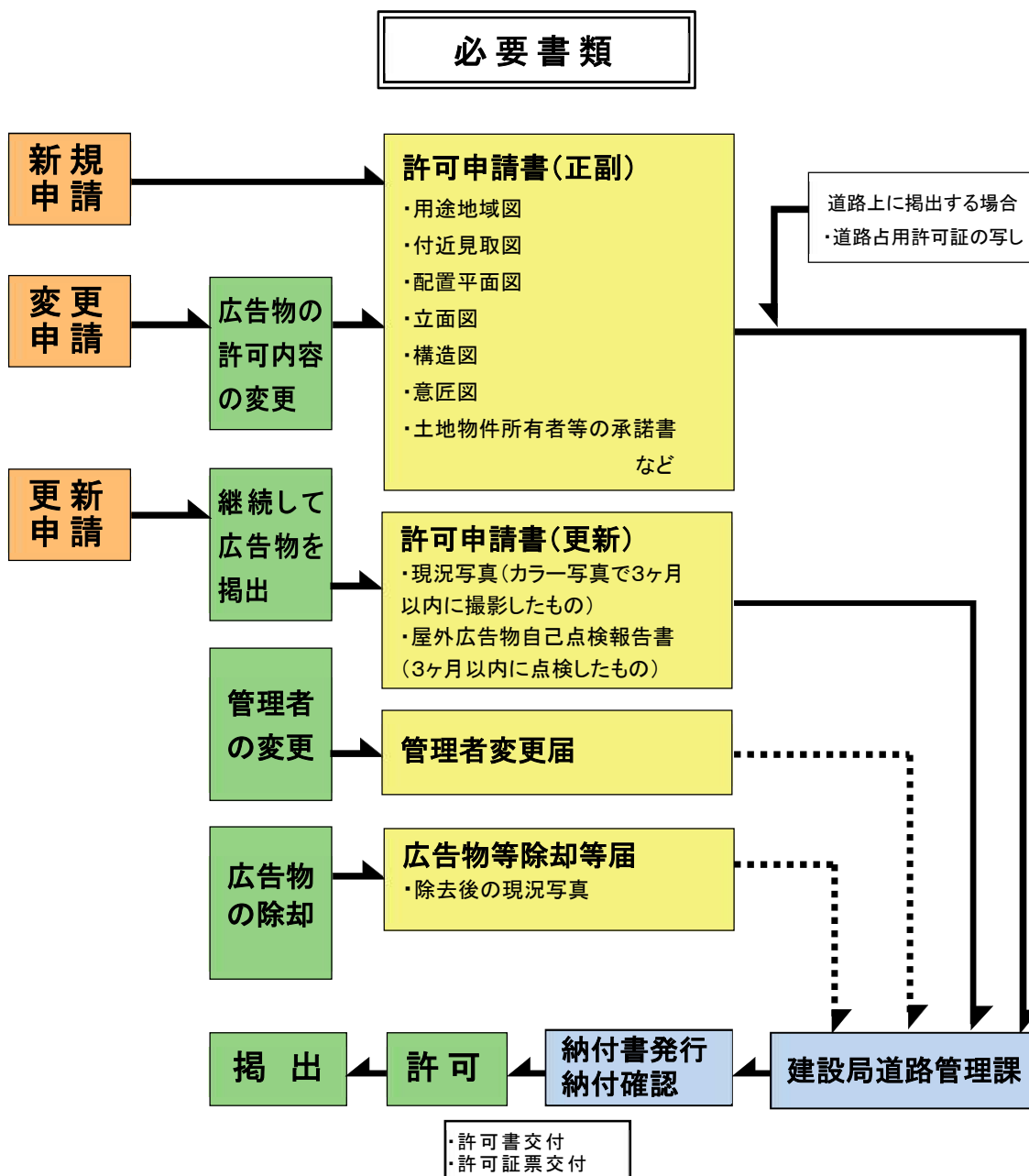
建築住宅局建築指導部安全対策課

電話 078-595-6571

広告物を設置するには許可が必要です

屋外広告物を設置する場合には、一部の適用除外広告物(P.9 参照)を除いて、屋外広告物許可申請書を提出し、あらかじめ市長の許可が必要です。

広告物を掲出する場合の手順



その他関係法令による手続き等

よくある事項を列挙しています。下記に限らず広告物に応じた関係法令を遵守してください。

事 項	必要な許可等の種類 (根拠法令)	申請書提出先
道路上空へ突出する看板を掲出する場合	道路占用許可(道路法)	担当の建設事務所 * 国道2号、43号、175号は 所轄国道事務所
道路上空へ突出する看板を掲出する場合、道路上で工事をする場合	道路使用許可(道路交通法)	所轄警察署
景観計画区域に設置する場合	景観計画区域における屋外広告物の表示等に関する行為の制限チェックリスト(景観法・景観計画)	* チェックリストは申請書に添付 * 問い合わせ先は都市局まち再生 推進課
市街化調整区域内の農地に設置する場合	農地転用手続き(農地法) * 農振農用地の場合、別途手続き が必要です。	農業委員会 * 市街化区域の場合、別途届出 が必要です。
設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備を設置する場合	ネオン管灯設備設置の届出 (消防法)	所轄消防署
アドバルーンを掲出する場合 (水素ガス使用の場合のみ)	水素ガスを充てんする気球 の設置届(消防法)	

屋外広告物設置にあたっての建築基準法上の取扱い

屋外広告物の設置については、神戸市屋外広告物条例のほか、建築基準法にも規定がありますので、適切に行ってください。

新規設置の場合は、下記の通り建築確認申請が必要となる場合があります。また、変更に際しても、建築基準法に適合する必要があります。

事 項	必要な許可等の種類 (根拠法令)	申請書提出先
工作物自体の高さが4mを超える物件を設置する場合 (事前届出・確認申請)	工作物確認(建築基準法)	指定確認検査機関 又は 建築住宅局建築指導部 建築安全課

- ・ 防火地域内で建築物の屋上に設置する広告塔・広告板等、もしくは3mを超える広告塔・広告板等を設置する場合は、主要な部分を不燃材料で造るか覆う必要があります。
- ・ 上記のほか、建築物は広告物の設置後も建築基準関係規定に適合する必要があります。例えば、広告物の設置により建築物の窓をふさぐ場合、建築物の採光や排煙、非常用進入口等に関する法適合性に疑義が生じる可能性がありますので、必要に応じて建築士等に相談ください。

禁止地域等

都市のよりよい景観を維持するために必要な地域や場所は禁止地域に指定されており、この地域には適用除外に該当するものを除いて、広告物を設置することができません。

1.用途地域(都市計画法)

第1種低層住居専用地域

第2種低層住居専用地域

2.風致地区(都市計画法)

雄岡山雌岡山地区

六甲山地区

3.文化財

重要文化財周辺地域(文化財保護法)

重要有形民族文化財周辺地域(文化財保護法)

史跡名勝天然記念物地域(文化財保護法)

特別史跡名勝天然記念物地域(文化財保護法)

指定有形文化財周辺地域(兵庫県文化財保護条例)

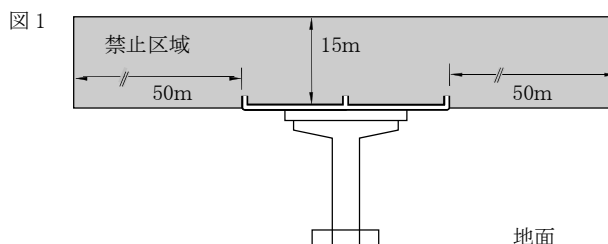
指定史跡名勝天然記念物周辺地域(兵庫県文化財保護条例)

4.道路及び鉄道に接続する地域

定める範囲の名称	定める範囲	
	区 域	商工系地域の特例
阪神高速3号神戸線 接続区域	ア. 当該道路の両端から道路の外側に向かってそれぞれ50m の距離内にある区域 イ. 当該道路面と同じ高さの水平面より上方の区域 ウ. 当該道路面から15m 上方にある水平面より下方の区域 (P.7 の図.1 参照)	

第2神明道路 接続区域	ア. 当該道路の両端から道路の外側に向かってそれぞれ100mの距離内にある区域 イ. 当該道路と同じ高さの水平面より上方の区域 ア. 当該道路の両端から外側に向かってそれぞれ200mの距離内にある区域 イ. 当該道路面と同じ高さの水平面より上方の区域	都市計画法第2章の規定により定められた準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域を除く		
第2神明道路北線 接続区域				
中国縦貫自動車道 接続区域				
山陽自動車道 接続区域				
新名神高速道路 接続区域				
神戸淡路鳴門自動車道 接続区域				
阪神高速7号北神戸線 接続区域				
阪神高速31号神戸山手線 接続区域				
阪神高速5号湾岸垂水線 接続区域				
六甲北有料道路 接続区域				
山麓バイパス 接続区域				
阪神高速5号湾岸線 接続区域				
阪急電鉄神戸線接続区域 (芦屋市との境～六甲駅)			当該区間に接続する地域(駅前に接続する地域を除く。)で当該鉄道の線路用地の北側にある区域	

※道路名称は通称で表記しています。正式名称は、広告物の表示等を禁止する区域の指定について(平成15年8月26日告示第243号)を参照してください。



5.都市公園(都市公園法)

ただし、神戸総合運動公園、御崎公園等は除く

6.湖沼・衝原湖周辺地域

7.駅前広場 JR 山陽新幹線新神戸駅前広場

JR 東海道本線神戸駅前広場

8.その他 明石海峡大橋周辺地域

※規制の内容等詳しくは、条例集をご参照下さい。

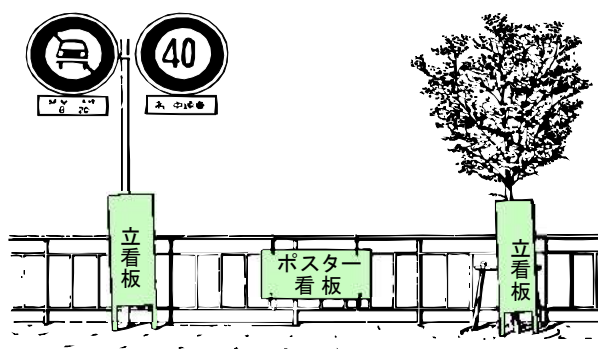
禁止物件

1 次のような物件には広告物は掲出できません。

- (1) 橋梁、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 神戸市市民公園条例により指定された市民の木
- (4) 信号機、道路標識、歩道の柵、騎留め、里程標
- (5) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (6) 郵便ポスト及び電話ボックス
- (7) 送電塔、送受信塔、照明塔及び変圧器その他これらに類する工作物
- (8) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (9) 地下道及び地下鉄道上屋

2 次のような物件にはり紙・はり札・広告旗・立看板等を掲出することできません。

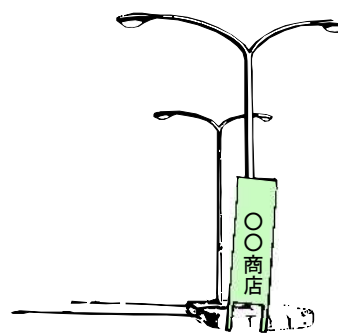
- (1) 電柱及び街灯柱
- (2) バス停留所の上屋(支柱や壁も含みます)
- (3) アーチの支柱及びアーケードの支柱
- (4) 消火栓の標識(その支柱も含みます)



道路標識

歩道柵

街路樹



街灯柱

禁止広告物

次のような広告物は掲出できません。

- (1) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (2) 信号機若しくは道路標識に類似し又はその効用を妨げるおそれのあるもの
- (3) 交通の安全を阻害するおそれがあるもの
- (4) 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離した広告物等
- (5) 著しく破損し、又は老朽化した広告物等

適用除外広告物

1

次の広告物については、許可、禁止地域及び禁止物件の適用が除外されます。

- (1) 法令の規定により掲出するもの
- (2) 国や地方公共団体が公共的な目的で掲出するもの
 - ☞ 担当部署より、神戸市建設局道路管理課へ直接お問い合わせください。
- (3) 公職選挙法によるポスター等の広告物
- (4) 所有者等が管理上禁止物件に表示するもの
- (5) 公益上必要な施設や物件に寄贈者名を表示するもの
 - ☞ 表示面積が 0.2 m²以内のもの
- (6) 地域における祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
 - ☞ 詳しくは 15 ページをご覧ください。

2

次の広告物については、許可及び禁止地域の適用が除外されます。

- (1) 自己の営業等又は管理上の必要性により表示物を、自己の事業所に設置するもの(自家用広告物)
 - ☞ 禁止地域及び広告物等景観保全地区の場合は表示面積の合計が 7 m²以内のもの。その他の地域は表示面積の合計が 10 m²以内のもの
- (2) 工事現場の板塀等仮囲いに表示する広告物
 - ☞ 絵画、写真等で表示し営利を目的とする宣伝はできません。ネオン管その他の照明を使用することもできません
- (3) 講演会、展覧会、音楽会等の会場の敷地内に掲出するもの
- (4) 電車又は自動車に表示する広告物(車体利用広告)
 - ☞ 表示面積が 2 m²以内のもの
- (5) 自動車であって、使用の本拠の位置が神戸市域外であり、その使用の本拠の位置の地方公共団体の屋外広告物条例の規定に基づいて掲出されている広告物。
- (6) 人、動物、車両(電車・自動車を除く)、船舶等に掲出するもの
- (7) 地方公共団体が設置する掲示板(みんなの掲示板)に表示する広告物
- (8) 営利を目的としないはり紙、はり札、立看板で規則で定める広告物
 - ☞ ・表示期間／20 日以内
 - ・提出者の氏名・連絡先を表示
 - ・大きさ／

はり紙・はり札	縦 0.8m 表示面積 0.25 m ²
立看板	縦 1.8m 横 0.5m
- (9) 公益上やむを得ないもので規則で定めるもの

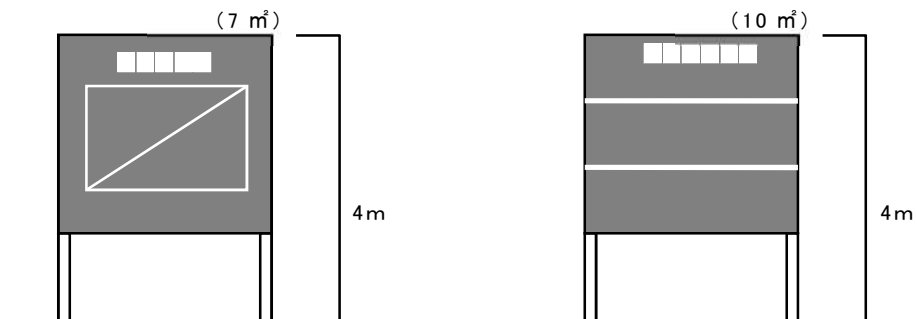
3

次の広告物は禁止地域の適用が除外されますが許可が必要です

(1) 案内図板その他公共的な目的を有する広告物又は、公衆の利便に供する広告物

- ☞ 案内図板等は、公衆が利用する施設への案内・誘導等のために設置するもの。
- ・ 設置箇所は禁止地域内では5箇所までとする。
- ・ 1箇所の表示面積は7㎡以内であること。ただし、複数の施設を表示する場合（集合看板）は10㎡以内とする。
- ・ 案内図板等の高さは4m以下とする。
- ・ 表示内容は、当該施設の名称、設置場所から施設までの距離・方向を示す記号、案内・誘導に必要な事項しか表示できません。

(例)



(2) 電車又は自動車に表示する広告物(車体利用広告)で、表示面積が2㎡を超えるもの。

許可の基準

広告物の規格及び許可の基準については、地域の特性に応じて次のとおり住居系地域・商工系地域に区分して定めています。

- 住居系地域 第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域
市街化調整区域、(第1・2種低層住居専用地域)
- 商工系地域 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
工業専用地域

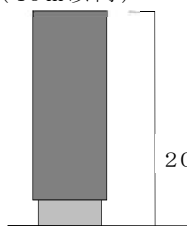
1 全ての広告物

- (1) 広告物等は、その周囲の景観と調和させること。
- (2) 夜間、公衆に表示することを目的とする広告物又は、夜間、公衆に広告物を掲出することを目的とする物件であっても、その周囲の屋間の美観を損なわないよう注意すること。
- (3) 広告物等は、信号機及び道路標識と紛らわしいものにならないこと。
- (4) 既設の広告物には、他の広告物を併設しないこと。
- (5) 広告物の表示又は、広告物を掲出する物件の設置によって、窓その他の建築物の開口部分をふさがないこと。
- (6) 住居系地域においてネオン管その他の照明装置を広告物等に利用するときは、当該照明装置を点滅させないこと。
- (7) 景勝地にあつては、広告物等は、自然の美観を損なわない意匠及び色彩とすること。
- (8) 広告物等は、景観法に規定する景観計画に即したものとすること。
- (9) 条例第8条第1項の規定により指定した広告物等景観保全地区の区域内にあつては、広告物等は、同条第2項に規定する基本方針に即したものとすること。

2 自家用地上広告物

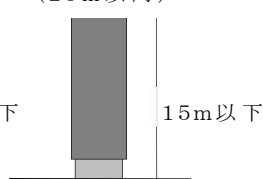
■ 商工系地域

(40㎡以内)



■ 住居系地域

(20㎡以内)

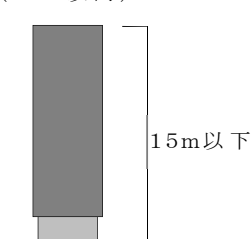


	商工系地域	住居系地域
高さ	20m以下	15m以下
表示面積	40㎡以内(-面)	20㎡以内(-面)

3 地上広告物

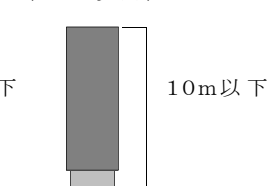
■ 商工系地域

(30㎡以内)



■ 住居系地域

(10㎡以内)

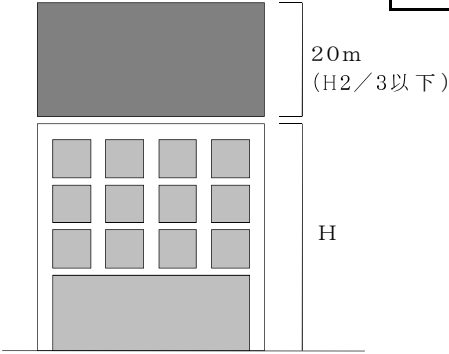


	商工系地域	住居系地域
高さ	15m以下	10m以下
表示面積	30㎡以内(-面)	10㎡以内(-面)

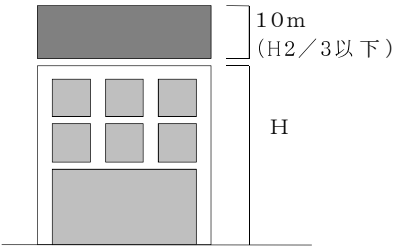
4 屋上広告物

	商工系地域	住居系地域
高さ	20m以下	10m以下
	建物の高さの3分の2以下	
表示面積	建物の同一側壁面積の2分の1以下(一面)	
建築物の屋上の区域からはみ出さないこと		
広告物の脚部等は目立たないようにすること		

■商工系地域

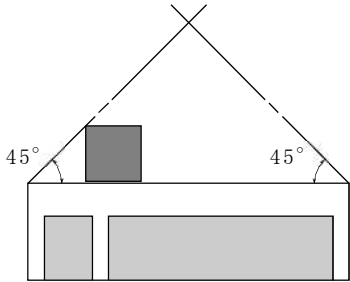
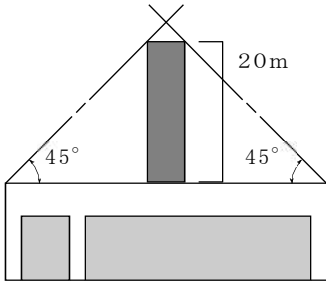


■住居系地域



■屋上広告物の特例

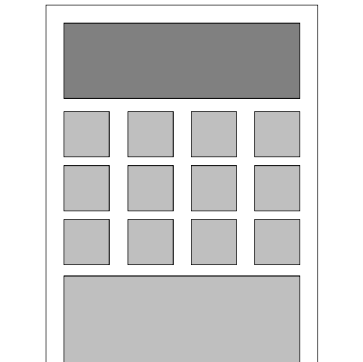
(屋上面積が1,500㎡を越える建築物の場合)



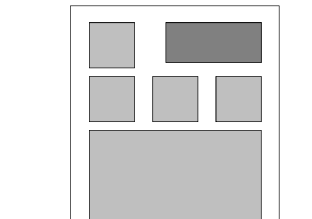
5 壁面広告物

	商工系地域	住居系地域
表示面積	70㎡以内(一個)	30㎡以内(一個)
	同一側壁面積の3分の1以下(広告物の合計)	
<p>・同一壁面に同一の表示内容の広告物を複数掲出しないこと。 ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く</p> <p>① 広告物間の距離が30m以上ある場合 ② 歩行者の円滑な誘導のために地上階から2階層までに掲出する場合(具体例は16・17ページ参照)</p> <p>・壁面からはみ出さないこと</p>		

■商工系地域 (70㎡)



■住居系地域 (30㎡)

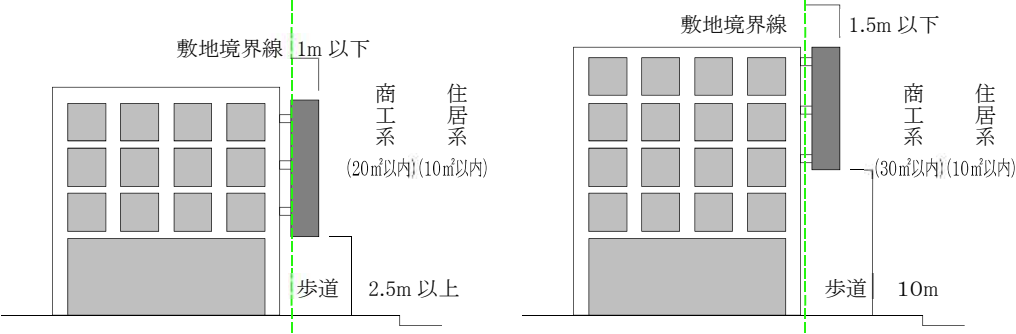


6 突出広告物

建物より突出幅は2m以下でなければなりません。加えて、以下の基準を定めています。

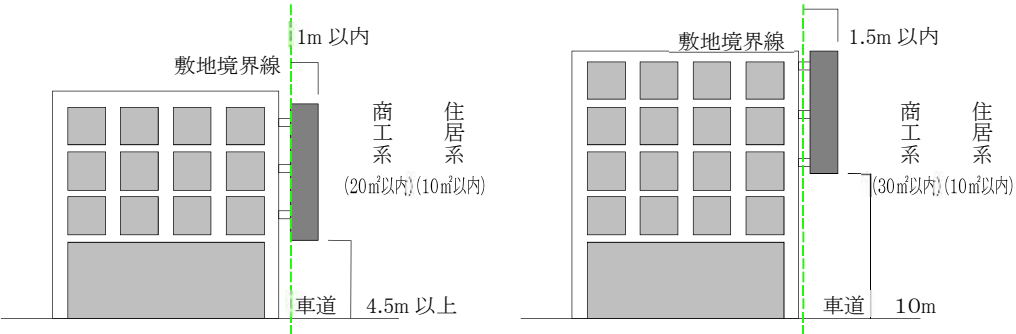
■歩道上に突出するもの

広告物の下端が地上より	敷地境界線より	1面の表示面積	
		商工系地域	住居系地域
2.5m以上	1m以下	20㎡以内(1面)	10㎡以内(1面)
10m以上	1.5m以下	30㎡以内(1面)	10㎡以内(1面)



■歩車道の区別のない道路に突出するもの

広告物の下端が地上より	敷地境界線より	1面の表示面積	
		商工系地域	住居系地域
4.5m以上	1m以下	20㎡以内(1面)	10㎡以内(1面)
10m以上	1.5m以下	30㎡以内(1面)	10㎡以内(1面)



■道路に突出しないもの(敷地境界線内)

広告物の下端が地上より	敷地境界線より	1面の表示面積	
		商工系地域	住居系地域
		20㎡以内(1面)※	10㎡以内(1面)

※商工系地域において、広告物の下端が地上より10m以上の場合は30㎡以内(1面)

7 車体利用広告

- 自動車 車体の表面積(底面を除く)の2/3以下
- 電車等 車体の表面積(底面を除く)の1/3以下

8 その他の広告物

- アドバルーン
建築物の屋上から掲出する場合 縦15m以下 横1.5m以下
地表から掲出する場合 縦20m以下 横1.5m以下
- 幕 5㎡以下(片面)
- 旗及びのぼり 1㎡以下(片面)
- はり紙及びはり札 1㎡以下

※ その他は条例集参照

地域の特性に応じた景観形成

1 広告物等景観保全地区

景観要素の構成や、各地域の状況を考慮し、神戸市ではく緑と、心のふれあいと、生きがいのまち 神戸の創造を目指すと同時に、都市景観形成のため、「神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくる」ことは都市景観形成に非常に重要です。

このため、屋外広告物は、その機能上、公的空間の中でよく目立つ位置に設置されるため、地域の特性に応じた広告物に対する景観誘導の地域別展開を図り、「広告物等景観保全地区」としてきめ細かく定めた地区ごとの計画を作成します。

■高速道路等インターチェンジ周辺広告物等景観保全地区(2024年1月31日施行)

地区指定の範囲など、詳しくは[神戸市ホームページ](#)をご参照ください。

【規制内容(非自家用地上広告物)】

1. 広告物の相互間距離は5m以上とすること。
2. 信号機及び道路標識からの距離は5m以上とすること。
3. 彩度10以上の色数は2色以下とすること。
4. 広告物が複数掲出される場合は集合化に努めること。
5. 神戸市景観計画の景観計画区域全域(重点地域及び重点地区を除く。)における「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に示す景観形成基準及び夜間景観形成基準を満たすこと。

2 広告物等活用地区

本市の区域のうち活力のある町並みを維持する上で広告物等が重要な役割を果たしていると認められる区域を広告物等活用地区として指定します。



3 広告物等協定地区

市民の方々が主体となって地域の優れた景観形成を推進するための制度が、広告物協定制度です。

土地の所有者、地域団体が一定の地域においてその区域内の広告物に関して協定を締結し景観の整備・保全を図ります。

※現時点では、2及び3の指定はありません。



許可の期間と手数料

広告物の種類		許可期間	単位	金額
屋上広告物、地上広告物、 壁面広告物、突出広告物、 アーチ利用広告物		3年以内	1個につき 5㎡ごとに	1,000 円
電柱広告、街灯柱利用広告物、 標識利用広告、 その他これに類するもの		1年以内	1個	400 円
はり札	0.1 ㎡以内のもの	2ヶ月以内	100 枚ごと	400 円
	0.1 ㎡を超えるもの		100 枚ごと	800 円
立看板、アドバルーン、幕類		2ヶ月以内	1個	400 円
はり紙		1ヶ月以内	100 枚ごと	200 円
車体利用広告 (電車、自動車等)		1年以内	1台(両)につき 5㎡ごとに	400 円 ※1
その他のもの		1年以内	1個	400 円

※1 2000円を上限とする。

屋外広告業を営む方々へ（屋外広告業の登録）

- (1) 広告主から屋外広告物の表示・設置に関する工事を請け負い、広告物を公衆に表示・設置する業を「屋外広告業」といい、元請け・下請けを問わず、これを業とする業者を「屋外広告業者」といいます。
- (2) 前述の工事を行うには、兵庫県知事の登録を受けて、神戸市に対し「特例屋外広告業」の届け出を行うか、市長の登録を受ける必要があります。
- (3) 屋外広告業を営むには営業所毎に業務主任者（屋外広告物講習会修了者等）を置かなければなりません。
- (4) 屋外広告士及び職業訓練指導員免許（広告美術及びデザイン）及び技能検定（広告美術仕上げ）合格者は講習会修了者とみなします。
- (5) 屋外広告物講習会は年2回、近畿地方各県市合同で開催されています。

1 特例屋外広告業

事前に兵庫県の登録手続きが必要です。兵庫県ホームページ「[屋外広告業の登録等に関する手続き](#)」を確認のうえ、手続きを行ってください。

兵庫県の登録が完了しましたら、下記の書類により神戸市に届け出いただきます。この場合、神戸市への手数料は必要ありません。

- ・[特例屋外広告業届出書（様式第9号の11）](#)
- ・兵庫県知事から受けた屋外広告業登録証の写し（兵庫県知事の印のあるもの）
- ・業務主任者の資格を証する書面の写し（※裏面に本人記名の上「原本と相違ない」と記載必要）

新たに兵庫県に登録する時だけでなく、兵庫県への変更申請、更新申請された場合も登録後に神戸市に届け出をお願いします。

詳しくは、神戸市ホームページ「[屋外広告業の登録](#)」ページを確認のうえ、届け出をお願いします。

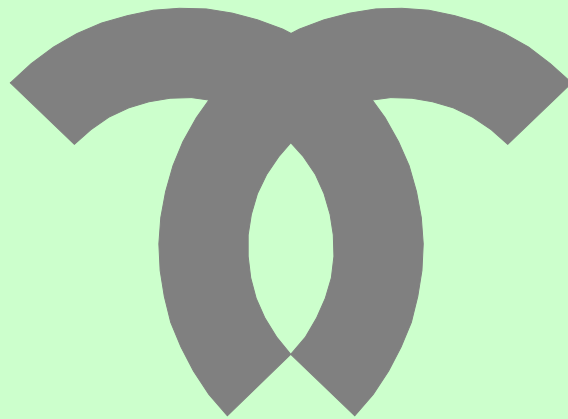
2 特例登録制度を利用しない場合の手続き

特例登録制度を利用せず、神戸市のみで登録する場合は、神戸市外での営業は出来ません。

手続きに際し、登録申請書の他、誓約書や住民票抄本、登記簿謄本、略歴書、業務主任者の資格を証する書類等が必要です。

また、手数料は申請1件につき、10,000円となります。

申請方法の詳細は神戸市ホームページ「[屋外広告業の登録](#)」ページをご確認ください。



発行:神戸市建設局道路管理課(屋外広告物担当)

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1
神戸市役所4号館

TEL 078-322-6593(直通)

FAX 078-331-3448